

第30回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年7月8日（金）午前10時30分～午前12時00分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

石橋周、岡部あゆみ、佐々木文子、左治木敦子、佐藤裕之、柴田雅司、富田大、
富谷治亮、平田直人、脇坂正憲

（説明者）

佐藤総務課長

（事務局）

熊谷事務局長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

平田地裁委員長の選出

（4）協議

議題「裁判所の広報活動について」

ア 基調説明

佐藤総務課長が「裁判所の広報活動」に関して、事前送付資料に補足して説明を行った。

イ 法廷等見学

夏休み裁判所見学会における法廷での説明状況等のデモンストレーション

を見学した後、法廷等の見学を行った。

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回期日及び次回の議題

令和5年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員)

- ◎ 事前に送付した裁判所の広報活動に関する資料や説明に関する御意見、裁判所庁舎内を見学した際の感想等を伺いたい。
- 事前に送付された資料を読んだ感想としては、裁判官の出前講義よりも、裁判所を見学した方が印象に残るのではないかと考えていた。先ほど、実際に裁判所の法廷等を見学したが、見るものすべてが新鮮であり、普段見ることができないものを見て、法廷の椅子にも座らせてもらい、自分で感じるということがすごく大事だと思ったので、小学校高学年を対象とした見学会は、出前講義よりも印象に残るのではないかと感じた。見学をしながら、高校生や大学生といった世代も見学に来ているのだろうかと思った。
- ◎ 小学生向けの夏休み裁判所見学会については、子どもたちとともに、同伴する保護者にも理解を深めてもらいたいと考えている。裁判員裁判の制度が施行から13年を迎えて、一般の方が裁判所に足を踏み入れる機会はそれ以前と比べて格段に増えていると思う。とはいえ、裁判手続がどのように進むのかといったことまでは関心が進んでいないと思われる。世代を問わずにいろんな方に実際に裁判所に足を運んでいただき、司法制度に関する理解を深めてもらうことが重要であり、18歳から裁判員裁判に参加することにもなったことから、今後の法教育という意味でも、広げていく必要があると考えている。
- 出前講義と見学会は、それぞれ利点があり、両方やるのがよいのではないか。出前講義については、裁判所から出向くことによって、中学や高校の学年全員百何十人といった大勢を対象とすることができる。これを見学会で行うのは、学校側も裁判所側も難しい面がある。見学会は、生のものを見てもらうというものの効果もあるし、模擬裁判を併用することも可能である。
- 今回の裁判所の説明等の印象は、ソフトなイメージを強調して、親しみやす

い裁判所をアピールしていると思う。しかしながら裁判所は、本質的には、できれば関わりたくない、近寄りたくない組織だと思う。裁判所は、実際にはシビアな判断をしているところであり、そこと親しみやすい裁判所とのギャップがある。弁護士から裁判所に期待するのは、本質的には、いい判決、判断をして、国民が納得することだと思う。広報という観点から意味があるのは、裁判員裁判の普及と理解の促進であり、法教育については裁判所に率先してやってもらえればよいと思う。ソフト面のゆるキャラのようなキャラクターは、昨年、弁護士会も作ったが、本来は集客のために利用するものである。裁判所は、調停については広く利用されたいというのは言いやすいと思うが、裁判となるとそうではないはずなので、そのギャップが難しいと思う。

◎ 司法権というのは、本来は厳しいものである。司法サービスの提供という言い方もしているが、刑罰を決めるといような裁判所の本質的な役割について、裁判員裁判の中ではそういう面を伝えていかなければならない。ところで、調停制度は今年で100周年を迎えた。大正11年10月に借地借家非訟という特定の分野からスタートした話し合いによる解決が、今はすべての民事の分野や家事の分野に広がっている。家事調停は毎年少しずつ増加しているが、実は、民事調停の利用は減少化傾向にある。調停は、紛争解決の手段として一番敷居の低い手続であるが、最近の民事調停の利用の減少は残念なところであり、その対応について、なかなか妙案がないというのが現状である。

○ 法教育について、裁判所はいい方向で行っていると思う。検察庁でも、法教育は行っているが、裁判所との一番の違いは、我々は、起訴権限を有しているもので、起訴するまでの間、裁判になるまでの間にしていること、例えば、犯人をどのように検挙、捜査し、どのような証拠を集めていくかということの内容に含めている点にあると思う。また、我々は、裁判においては、判断者ではなく当事者という立場なので、検察官がそこで何をしていくのかということに重きをおいて法教育を行っている。今日、裁判所を見学して、親しみやすく、身

近に感じられるような内容で良かったと思う。私は、調停制度が100周年を迎えるということを今回初めて知り、どちらかというと、調停は身近に利用できる制度だと感じてはいたが、100周年だったとは全然知らなかった。むしろ国民生活の身近にあるのが調停のような気がするので、広報に力を入れてよいと思う。例えば、ユーチューブで動画配信するとか、テレビで宣伝をすることか、そういう広報もよいのではないか。

○ 法廷等の見学をしてみて、ドライなイメージの中にも、人間が人間を五感で感じながら、大切な判決をしているのだとひしひしと感じた。今回、事前送付された資料等を拝見した際には、「裁判所の広報」にちょっと違和感を感じた。資料等を拝見して、裁判員制度を潤滑に行うためのものなのか、それとも犯罪の抑止力のようなもののために裁判所がここにありということアピールしたいのか、どちらなのかと思いながら資料を見た。ゆるキャラに関しては、間口を広くという意味ではよいアイデアではないかと思うが、反面、その奥にはすごく厳しい面があり、判決によって、刑務所へ行くことになる人も出てくるわけで、間口を広くしながらも、どういうふうに絞って、裁判所のことを皆さんに知ってもらえるのか。それにより犯罪の抑止力になるのか、よく分からないが、そんなことを考えながら資料を拝見した。裁判員制度に関しては、18歳に成年年齢が引き下がったことと裁判員制度を一緒に考えたことがなかったが、当校の学生も裁判員の方が回ってくる可能性があることを非常に強く感じ、そういう広報活動もしていかなければならないと思った。

○ 市役所の立場、地方自治体の立場から話をすると、市役所には様々な制度があって、我々もゆるキャラを作り、もっと気軽に制度を利用してもらおうことについて色々な話をする中で、見学会や出前講座を行っている。それはあくまでも我々、市役所、県庁は一段上のお上という印象をなくして、皆さんと一緒にすよというねらいがある。偉そうだと揶揄されることが我々の立場では結構あるので、目線を下げて、もっと利活用してくださいという趣旨で行っている。

警察や自衛官が柔らかいキャラクターでやっているのは、基本的には人材募集だと思っている。裁判所の広報といったときに、裁判所はなぜそういうことをするのかというのが第一印象であった。国民の理解、信頼を得るため、広く国民の意見を聞いて運営するということが裁判所の広報の目的であるという話であったが、個人的な感想でいうと、裁判所は絶対的なもので、不可侵で、文句のつけどころがなく、日本の権力のトップにあるというイメージである。裁判官の人材を募集するわけでもないことから、ゆるキャラを作って小学生を見学させて、どこに結び付けようとしているのか。小学生を呼んで模擬裁判を見せて、小学生に何を伝えたいのだろうか。法律というのが大事だということをもっと国民に浸透していくためなのか、それとも、皆さんこういうところに将来お世話になるのは駄目だという意味での抑止力を働かせようとしているのか、分かり易くしてもらいたい。また、ターゲットは、小学生なのか、中学生なのか、それとも我々普通のサラリーマンなのか、機会があればまた教えてもらえればと思う。

- ◎ 改めて、裁判所の広報とは何なのかという投げかけを委員からいただいたと感じた。成年年齢が引き下がったことで、社会がどう変わっていくのか、18歳で親の同意なしに契約できるようになったが、そのような世代が本当にしっかりとした判断ができるのか、そういったサポートのようなことを出前講義の延長線上で法教育につなげて、裁判所も関わってやるべきとも感じている。裁判所の広報の意義に関しては、我々は、発信すると同時に、その発信がどう受け止められたかを知り、裁判所がどんなふうに市民の皆様から受け止められているかということも一つの視点として持っておきたいと考えている。何を発信するかということが、今日、委員から問われたが、その発信がどんなふうに受け止められて、それを通じて見えることは何なのかということを知りたいということでもある。広報は双方向的なもの、一方的に発信するだけのものではなくて、跳ね返ったものを受け止めるものでもあり、裁判所の広報とは何なのか、

本質的な問題としてこれからも考えていかなければならない。また、裁判所として、国民から一番求められることは判断の質を高めることで、いかに紛争解決を適正迅速に導くか、その本来的な使命がぶれることはない。加えて、社会の中でどのような存在であるべきかということは、アンテナをはりめぐらせて、そこから鋭く感じ取っていかなければならないと思う。

- 広報の観点から、紛争解決サービスとしての調停というシステムを、もっと民間に使ってもらおうということはよい視点だと思っている。ビジネス上、ドイツ人と議論をすることがあるが、ドイツ人は、裁判所を気楽に使うというイメージがあり、裁判所のほうが手っ取り早くて安いし、裁判所の権威性もあるから相手もちゃんと言うことを聞くという話を聞いたことがある。私的解決を図るとなると長引くことが考えられ、この調停というのは、ビジネスをやっている人間にとっても、もっと気楽なサービスであることをアピールすべきであろう。それによって、裁判所の全体のイメージがもう少し前面に捉えられて、国民に近いものになっていくきっかけにもなり得るような気がする。

ところで、メインテーマから外れるが、当委員会のガバナンスの観点から、委員長のあり方について一言申し上げたい。当委員会は裁判所の諮問機関として設置されているのだから、裁判所の所長が当委員会の委員長を務めるのは、諮問する側とされる側の代表が同一人ということになり、望ましくないのではないか。勿論、裁判所長も当委員会の委員と定められているので、形式論としては委員長への就任は妨げられないし、むしろ会の主権が所長であった方が有意義且つ活発な議論に繋がるのであれば、目くじらを立てることではないかもしれないが、そうだとしても利害相反関係を形式的に残すのは問題なしとしない。全国的にも、圧倒的に裁判所長が委員長をされているケースが多いようだが、時間をかけて検討をされた方がいいのではないかと思います。

- ◎ 調停制度の特徴の一つとして、非公開の手続という点があり、企業の方も事案によっては、調停という非公開の手続を使って紛争を解決するということが

得策であることもありうる。そういった意味でも調停という制度をもっと知ってもらいたいと思う。御意見は承った。

○ 私は保護司をやっており、保護司会の団体では、社会を明るくする運動というのを行っていて、この間も秋田駅前グッズを配ったり、社会を明るくする運動の旗を挙げたり、ポスターを貼ったりして広報活動をしているが、周知させるのはなかなか大変なことである。犯罪や非行の防止をして、立ち直りを支えるのは地域の力だということ、立ち直ろうとする人、更生している人を暖かく見守ってほしいということはずっと広報しているが、周知するのは大変である。一番大きいのは学校である。全国的に学校に作文を募集して、社会を明るくする運動を広めようとしている。私は今回、100周年を迎えた調停制度の資料を見て、民事調停、家事調停といったことを裁判所がやることを初めて知った。何か問題があったときには、市役所の市民サービスセンターを紹介しているが、調停のことをもっと広く知ってもらい、裁判所も力になることを伝えたいと思った。

○ 私の駆け出しは司法記者だったので、先ほど民事、刑事の法廷を30数年振りに見て、ウェブ会議とかオンラインを使うなど進んでいると感じた部分と、以前と全く変わっていない部分があり、良いところと悪いところをそれぞれ残していると感じた。決してDXがすべてではないと思うので、紙の文化も良いところは残していけばよいと感じている。裁判を取材する機会が多かったが、裁判官は非常に人間的な方が多いと感じていた。裁判官は、ドラマとか映画では、非常にドライなイメージが多いが、被告人に対する質問であったり、判決の中身であったり、人間が人間を裁くという基本のところが貫かれていると当時から思っていた。裁判所の広報についての意見としては、裁判所のキャラクター自体はよいが、キャラクターの数が多いので、これをテーマごとに絞って、きちんと区分けした方が、全体としてはよいのではないかと思う。

◎ 本日は、地裁委員の皆様から様々な御意見等を伺うことができたことに感謝

したい。今後も、これを参考としながら、裁判所の広報を考えていきたい。

【全体終了】